



DVのお悩みはひとりで抱え込まず、 「DV相談+(プラス)」へご相談を!

【問い合わせ】女性生活相談(村民相談室内 ☎287-0858)

新型コロナウイルス感染症の影響で、思うように外出できないことなどにより、生活不安やストレスが重なり、配偶者等からの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されています。DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、どんな状況であっても、決して許されることではありません。また、被害に遭った方がいち早く相談でき、支援や保護を受けられる環境を整えることが大切です。そこで国では、これまでのDV相談体制をさらに強化するため、「DV相談+(プラス)事業」をスタートしました。



DV相談+(プラス)って何?

DV相談+(プラス)では、以下のとおりさまざまな方法で相談等ができます(相談先は右記参照)。

- ▼専門の相談員による電話相談
- ▼SNS・メール相談
- ▼外国語対応(英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語)
- ▼WEB面談(相談状況に応じて対応)
- ▼関係機関への同行支援や保護

0570・0511
165)、水戸北年金事務所
(☎231局2283)

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎)でお問い合わせください。
なお、令和2年度中に追納する際の保険料は、下表のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成22年度の月分	1万5,550円	1万1,660円	7,780円	3,880円
平成23年度の月分	1万5,340円	1万1,500円	7,670円	3,830円
平成24年度の月分	1万5,190円	1万1,390円	7,590円	3,790円
平成25年度の月分	1万5,160円	1万1,370円	7,580円	3,790円
平成26年度の月分	1万5,310円	1万1,490円	7,650円	3,830円
平成27年度の月分	1万5,640円	1万1,730円	7,810円	3,910円
平成28年度の月分	1万6,290円	1万2,210円	8,150円	4,070円
平成29年度の月分	1万6,510円	1万2,380円	8,250円	4,120円
平成30年度の月分	1万6,340円	1万2,250円	8,170円	4,080円※
令和元年度の月分	1万6,410円	1万2,310円	8,200円	4,100円※

※追納加算額はありません。

DV相談+(プラス)

- 電話相談 (24時間受け付け)
☎0120-279-889
- SNS・メール相談 (24時間受け付け)
ホームページのメールフォームからご相談ください。
- チャット相談 (正午から午後10時まで)
ホームページからご相談ください。

【DV相談+(プラス)ホームページ】

<https://soudanplus.jp/>

※スマートフォンでの相談は右のQRコードよりご利用ください。



村でも女性生活相談
(☎287-0863)を行っています。
お気軽にご利用ください。



国民年金
だより



国民年金保険料の
「追納制度」

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は社会保険料控除となるため、所得税・住民税が軽減されます。

■追納する際の注意点

- ▽追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、令和2年4月分の免除等分については令和12年4月末まで)に限ります。
- ▽納付は原則として、免除等の承認を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります。
- ▽保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされるため、早めの追納をお勧めします。